

機関投資家の環境配慮投資への参加について

前回の議論（別紙）を踏まえ、以下の事項についてさらに議論することとしたい。

1. 年金基金によるESG配慮についての開示

○開示の取組を拡大するための仕組み

【考えられる例】

- ・法律による開示の義務付け
- ・開示に関するガイドラインの作成
- ・「日本版環境金融行動原則」に参加した基金が開示を実施

○開示する情報の具体的な内容

【イギリス年金法に基づく開示の事例（USS（大学退職年金制度））】（参考資料4）

- ・投資の選択、保有、売却に当たってのESG要素の考慮
- ・機関投資家としての影響力を用いて、投資先のグッドプラクティスを促す
- ・エンゲージメントの一部としての議決権行使

※ イギリス年金基金法では、年金基金は、投資に際して社会的、環境的または倫理的な考慮を行う場合には、その程度を投資方針書に記載しなければならないこととされている。

2. 年金基金による取組の基盤となる国民の意識

○年金資金の潜在的な保有者である国民の意識をどのように把握するか

○社会的責任投資への国民的合意を得るための取組

- ・日本労働組合総連合会の取組（「社会的年金積立金運用ガイドライン」（仮称）の策定に向けた検討を実施中。参考資料7）

機関投資家の環境配慮投資に関する前回の主な意見

【受託者責任について】

- 受託者責任に関しては、UNEP FIが報告書を出しており、世界的にはほぼ受託者責任に反しない、むしろ受託者責任を考えるならばESGを考慮して運用すべきという方向に向かっている。
- 今はさらに進み、年金運用のコンサルタントはアセットオーナーにESG問題を考慮すべきと問題提起しろというのが今の要求になっている。
- 受託者責任の中身、何が受託者責任を果たしたことになるのかがすごくあいまいになっているので、やはりその整理づけは必要ではないか。

【環境配慮投資の方針の開示について】

- 投資方針の開示をアカウンタビリティとして求めることはあり得る。アカウンタビリティとは、資金を提供した人に対して資金を受けた人が説明責任を果たす義務であり、法律化されなくても、責任があることは社会のコンセンサスとして成立する。社会的に非常に重要な問題については法制化するということもあり得る。
- 機関投資家に環境配慮投資を促すという点は、幅広く呼びかけるというよりピンポイントで法的な手段をとっていくことだと思う。具体的には、やはり年金基金への情報開示。ここに的を絞ってその仕組みを考えていくということでもいいと思う。
- スウェーデンやノルウェーなどのように、公的年金や政府系の基金に関して情報開示ではなくて法律とか、あるいはガイドラインとしてESGに配慮するという規則的なものを入れるケースもある。
- 国際会計基準のIFRSの話もあり、企業や金融機関は株式投資がますますしづらくなっている。年金基金に的を絞ることが重要。

【資金の潜在的な保有者の意識の把握】

- トップダウンでのコミットメントが大事である一方、年金なら加入者はどう考えているか、傘下の団体はどう考えているかをはっきりさせることも重要。お客さんのニーズが分かれば、商品の幅をもっと広げることも可能になる。
- 目標に従ってきちんとやっている、今年はこれを重要視するといったことを、加入者とか周りのステークホルダーにも知らせ、応援の声をもらう仕組みがないと、高い目標は掲げても具体的な活動になかなか結びついてこない。
- 機関投資家自ら何をしなければならないのか。あるいは機関投資家がやることをどう社会としてバックアップするのか。
- お客さんというかスポンサーさんとのコミュニケーションは不可欠。その上で受託者責任をどういうふうに整理をするかということではないか。